



平成18年5月24日

各位

会社名 東邦チタニウム株式会社  
代表者名 代表取締役社長 野上 一治  
コード番号 5727 (東証第二部、大証第二部)  
問合せ先 経営企画部企画グループ 関本 邦夫  
(電話番号 0467 - 82 - 0742)

### 定款の一部変更について

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について、平成18年6月27日開催予定の当社第75期定時株主総会に下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 会社法施行により株式会社の機関設計が柔軟化されましたが、当社は、従来どおり取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置くものとし、その旨を明示するため、変更案第4条を新設するものであります。
- (2) 現行定款第4条(公告方法)では「東京都において発行する日本経済新聞」を公告掲載紙としておりますが、発行地を限定する表現を削除し「日本経済新聞」とするものであります。(変更案第5条)
- (3) 会社法施行後も、当社は、上場会社の株券電子化への一斉移行の時まで株券を発行することとするため、変更案第7条を新設するものであります。
- (4) 現行定款第11条第1項は、定時株主総会の基準日の規定であるため、これを第3章に移し、変更案第14条を新設するものであります。また、現行定款第11条第2項の基準日の規定は、会社法に規定があることから削除するものであります。
- (5) 会社法施行により、株主総会の招集地に関する規制が廃止されたことに伴い、当該招集地を「本店所在地のほか東京都港区内」と限定している現行定款第12条第2項を削除するものであります。
- (6) 会社法施行規則において、定款の定めにより株主総会参考書類等をインターネットを利用する方法で開示することが認められたことに伴い、変更案第18条を新設するものであります。
- (7) 経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築と取締役の経営責任の明確化を

図るため、現行定款第 18 条に定める取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮するものであります。( 変更案第 21 条 )

( 8 ) 取締役会の迅速な運営のため、取締役会の書面決議を可能とする変更案第 23 条を新設するものであります。

( 9 ) その他、会社法施行によるみなし規定、会社法の条文、用語等に合わせて所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

( 下線は変更部分 )

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 章 総 則</p> <p>( 新設 )</p> <p>( 公告方法 ) 第 4 条 当社の公告は、東京都において <u>発行する日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>( 発行する株式の総数 ) 第 5 条 当社の発行する株式の総数は、 1 億 6,000 万株とする。</p> <p>( 新設 )</p> <p>( 自己株式の取得 ) 第 6 条 当社は、商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の <u>決議をもって自己株式を買い受ける</u> ことができる。</p> <p>( 1 単元の株式数 ) 第 7 条 当社の 1 単元の株式の数は、 100 株とする。</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>( 機関 ) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役の <u>ほか、次の機関を置く。</u> <u>( 1 ) 取締役会</u> <u>( 2 ) 監査役</u> <u>( 3 ) 監査役会</u> <u>( 4 ) 会計監査人</u></p> <p>( 公告方法 ) 第 5 条 当社の公告は、日本経済新聞に <u>掲載して行う。</u></p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>( 発行可能株式総数 ) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 1 億 6,000 万株とする。</p> <p>( 株券の発行 ) 第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行 <u>する。</u></p> <p>( 自己の株式の取得 ) 第 8 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項 の規定により、取締役会の決議によっ <u>て自己の株式を取得することができ</u> る。</p> <p>( 単元株式数 ) 第 9 条 当社の単元株式数は、100 株とす る。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>( 単元未満株券の不発行 )  <u>第 8 条 当社は、1 単元の株式に満たない株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>( 名義書換代理人 )  <u>第 9 条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</u>  <u>2 . 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</u></p> <p><u>3 . 当社の株主名簿 ( 実質株主名簿を含む。以下同じ。 ) 及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿への記載又は記録、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、株券の不所持、株券の交付、届出の受理等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>( 株式取扱規則 )  <u>第 10 条 当社の株券の種類及び株式の名義書換、実質株主名簿への記載又は記録、質権の登録、信託財産の表示、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、株券の不所持、株券の再交付、手数料その他株式に関する取扱については、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>( 基準日 )  <u>第 11 条 当社は毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主 ( 実質株主を含む。以下同じ。 ) をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u>  <u>2 . 前項のほか必要があるとき、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。</u></p>	<p>( 単元未満株券の不発行 )  <u>第 10 条 当社は、第 7 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>( 株主名簿管理人 )  <u>第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</u></p> <p><u>2 . 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p><u>3 . 当社の株主名簿 ( 実質株主名簿を含む。以下同じ。 )、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>( 株式取扱規則 )  <u>第 12 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又はこの定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>( 削除 )</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集) 第12条 (記載省略) <u>2. 株主総会は、本店所在地のほか東 京都港区内においてこれを招集する ことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第13条 (記載省略)</p> <p>(株主総会の決議要件) 第14条 株主総会の決議は、法令又はこの 定款に別段の定めがある場合を除 き、出席株主の議決権の過半数をも って行う。</p> <p>2. 商法第343条の定めによる決議は、 <u>総株主の議決権の3分の1以上を有 する株主が出席し、その議決権の3 分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第15条 株主は、議決権を行使することの できる当会社の株主を代理人とし て、その議決権を行使することが できる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第16条 (記載省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集) 第13条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第14条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の 基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会の決議要件) 第16条 株主総会の決議は、法令又はこの 定款に別段の定めがある場合を除き、 <u>出席した議決権を行使することが できる株主の議決権の過半数をもって 行う。</u></p> <p>2. <u>会社法第309条第2項の定めによる 決議は、議決権を行使することが できる株主の議決権の3分の1以上を有 する株主が出席し、その議決権の3分 の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第17条 株主は、議決権を行使することが できる当会社の株主1名を代理人と して、その議決権を行使することが できる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開 示とみなし提供) 第18条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類、事業報告、計算書 類及び連結計算書類に記載又は表示 をすべき事項に係る情報を、法務省令 で定めるところに従いインターネッ トを利用する方法で開示することに より、株主に対して提供したものとみ なすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任) 第17条 (記載省略) 2. 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. (記載省略)</p> <p>(取締役の任期) 第18条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>補欠によって選任された取締役の任期は、前任者の任期の残存期間とする。</u></p> <p>第19条 (記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役の選任) 第20条 当会社を代表すべき取締役は、<u>取締役会の決議をもって定める。</u></p> <p>第21条 (記載省略)</p> <p>(取締役会規則) 第22条 取締役会に関する事項については、<u>法令及びこの定款に定めのあるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p> <p>(取締役の報酬) 第23条 取締役の報酬は、<u>株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>第24条 (記載省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第25条 (記載省略)</p>	<p>(取締役の選任) 第20条 (現行どおり) 2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、前任者の任期の残存期間とする。</u></p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の書面決議) 第23条 当会社は、<u>会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(代表取締役の選任) 第24条 当会社の代表取締役は、<u>取締役会の決議をもって選定する。</u></p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会規則) 第26条 取締役会に関する事項は、法令及びこの定款のほか、<u>取締役会において定める取締役会規則による。</u></p> <p>(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)</u>は、<u>株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第29条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>( 監査役の選任 ) 第26条 ( 記載省略 )</p> <p>2 . 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>( 監査役の任期 ) 第27条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 . 補欠によって選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間とする。</p> <p>第28条 ( 記載省略 )</p> <p>( 監査役会規則 ) 第29条 監査役会に関する事項については、法令及びこの定款に定めのあるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>( 常勤監査役 ) 第30条 監査役は、互選をもって常勤監査役を定める。</p> <p>( 監査役の報酬 ) 第31条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>( 新設 )</p> <p>( 新設 )</p> <p>( 新設 )</p>	<p>( 監査役の選任 ) 第30条 ( 現行どおり )</p> <p>2 . 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>( 監査役の任期 ) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 . 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間とする。</p> <p>第32条 ( 現行どおり )</p> <p>( 監査役会規則 ) 第33条 監査役会に関する事項は、法令及びこの定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>( 常勤監査役 ) 第34条 監査役会は、その決議をもって常勤監査役を選定する。</p> <p>( 監査役の報酬等 ) 第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>( 選任方法 ) 第36条 会計監査人は、株主総会において選任する。</p> <p>( 任期 ) 第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第<u>6</u>章 計 算</p> <p>(決算期) 第<u>32</u>条 当社の決算期は、<u>毎年3月31日</u>とする。</p> <p>(利益の配当) 第<u>33</u>条 当社の利益配当金は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿によって支払う。</u></p> <p>(中間配当) 第<u>34</u>条 当社は、取締役会の決議により、<u>毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録の株主に対し、商法第293条ノ5の規定に従い、金銭の分配をすることができる。</u></p> <p>(配当金等の除斥期間) 第<u>35</u>条 <u>利益配当金及び前条の分配金は、その支払開始の日から満3年を経過したときは、当社は支払の義務を免れる。</u></p> <p>附 則 <u>第27条第1項の規定にかかわらず、平成15年3月期に関する定時株主総会終結前に在任する監査役の任期は、従前のとおり就任後3年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第<u>7</u>章 計 算</p> <p>(事業年度) 第<u>38</u>条 当社の事業年度は、<u>毎年4月1日から翌年3月31日までの1年</u>とする。</p> <p>(期末配当の基準日) 第<u>39</u>条 当社の期末配当の基準日は、<u>毎年3月31日</u>とする。</p> <p>(中間配当) 第<u>40</u>条 当社は、取締役会の決議により、<u>毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間) 第<u>41</u>条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過したときは、当社は支払の義務を免れる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>附 則 <u>第21条第1項の規定にかかわらず、平成17年6月29日開催の第74期定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成19年6月開催の第76期定時株主総会の終結の時までとする。</u> なお、この附則は、<u>第76期定時株主総会終結の時をもってこれを削除する。</u></p>

### 3.日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月27日(火曜日)(予定)
定款変更の効力発生日	平成18年6月27日(火曜日)(予定)

以上